

小松市契約業務に係る働きかけへの対応要領

(目的)

第1条 この要領は、小松市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入に係る入札及び契約並びにこれらに関する業務（以下「契約業務」という。）について、職員が特定の者の利益又は不利益を目的とした働きかけを受けた場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、契約業務の公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(対象となる働きかけ)

第2条 対象となる働きかけは、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 発注方法や参加資格要件等について、特定の事業者が参加できるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- (2) 随意契約や分割発注等について、特定の事業者が受注できるよう又はできないよう便宜を要求する行為
- (3) 指名競争入札において、特定の事業者を指名しないことを要求する行為
- (4) 非公表又は公表前における設計金額、予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格に関する情報を要求する行為
- (5) 公表前における入札参加者の名称又は数に関する情報を要求する行為
- (6) その他特定の事業者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあることを要求する行為

(対象とならない働きかけ)

第3条 対象とならない働きかけは、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 社会通念上の営業行為の範囲内であることが明らかな行為
- (2) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の事業者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがない行為
- (3) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審査会、公聴会等）で行われた行為
- (4) 単に事実又は手続きの確認であることが明らかな行為

(職員の責務)

第4条 職員は、働きかけを受けたときには当該働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対して、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。

2 職員は、働きかけと思われる行為を受けたときには単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努めるものとする。

(報告の義務)

第5条 働きかけを受けた職員は、すみやかに当該働きかけの内容を働きかけ対応報告書（以下「報告書」という。）に記録し、所属長、管財課長を経由して市長に報告しなければならない。ただし、働きかけに応じられない旨を伝え、相手方がその内容を撤回した場合には報告を要しないものとする。

2 職員は、事実に基づき正確に報告書を作成しなければならない。

(対応措置)

第6条 市長は、前条の報告を受けたときには契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 働きかけにより利益を得る者が明らかで、その者が市の競争入札参加資格登録業者である場合は、管財課長がその者に対して事情聴取し確認するものとする。

3 前項において、必要があるときは小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に規定する不正又は不誠実な行為に該当するものとして処分することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。